

# コーポレートガバナンス

## コーポレートガバナンス体制の構築

### ■ コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

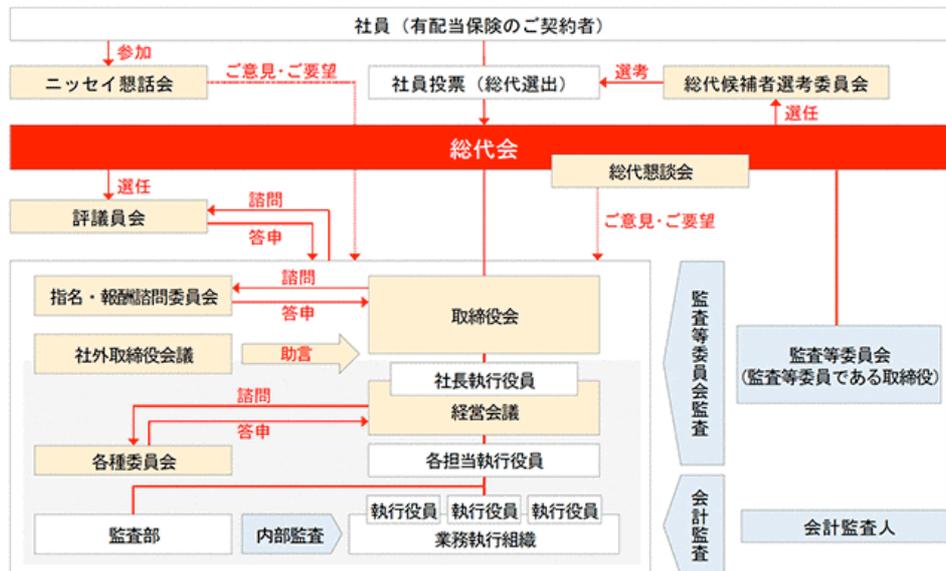
当社は、当社の定める経営基本理念に則り、生命保険会社としてお客様に対する長期にわたる保障責任を全うし続けるため、経営の適正性の確保および透明性の向上に資するコーポレートガバナンス体制を構築するとともに、その継続的な発展に努めています。

当社は、上記のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や体制を定める「コーポレートガバナンス基本方針」および「社外取締役の独立性判断基準」を制定するとともに、当社のコーポレートガバナンスの状況を明らかにするため「コーポレートガバナンスに関する報告書」を作成しています。

コーポレートガバナンス基本方針[207KB] [PDF](#)

社外取締役の独立性判断基準[87KB] [PDF](#)

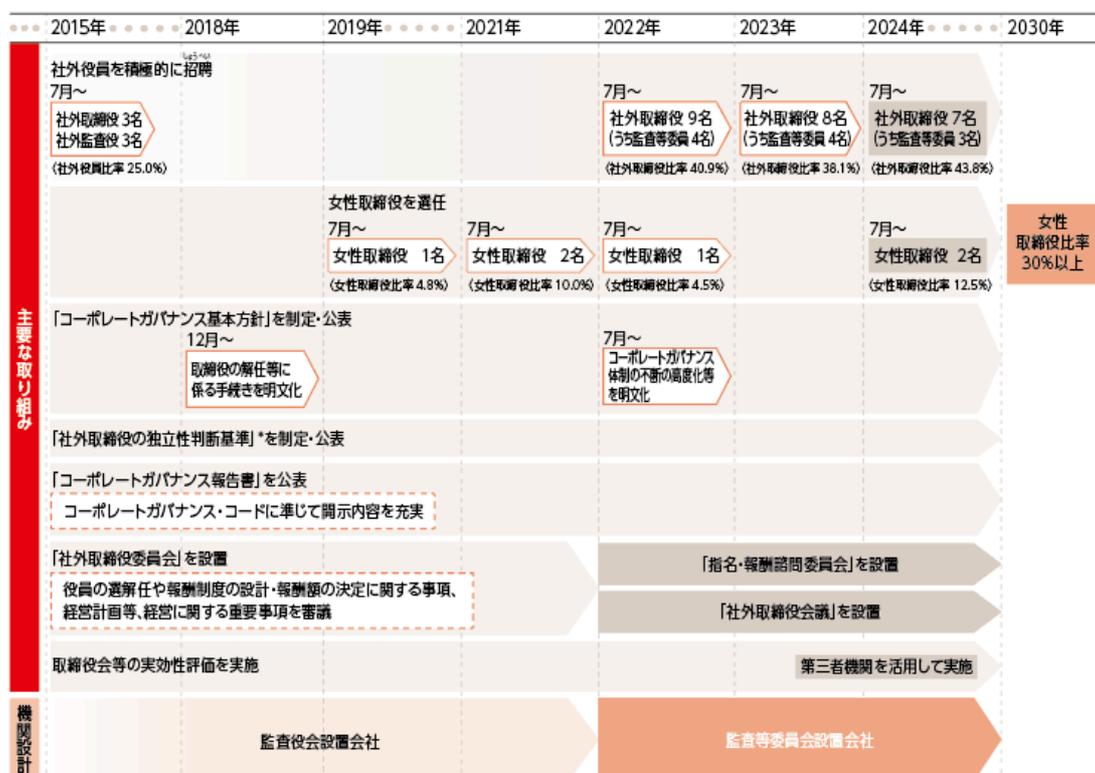
コーポレートガバナンスに関する報告書[770KB] [PDF](#)



## コーポレートガバナンス改革・強化に向けたあゆみ

当社は、社外役員の積極的な招聘および女性取締役の選任を含めた多様性の確保、社外取締役を中心とする委員会の設置、「コーポレートガバナンス基本方針」の制定、監査等委員会設置会社への移行等、さまざまな取り組みを通じてコーポレートガバナンス体制の高度化に努めてきました。

今後も、コーポレートガバナンス体制の不断の高度化に取り組んでいきます。



\* 2022年7月の監査等委員会設置会社への移行前の名称は「社外役員の独立性判断基準」としていました。

### ■ 機関構成の選択理由等

当社は、取締役会において監督と執行がそれぞれ機能発揮しながら協働すること、また、取締役会から独立した監査等委員会が監査・監督を担うことが重要であると考えているため、監査等委員会設置会社を選択しています。加えて、取締役および執行役員等の選解任等・報酬等に関する透明性の確保や、客観的な視点からの牽制の確保を目的に、指名・報酬諮問委員会を、社外取締役の幅広い経験および見識の経営への活用を目的に、経営に関する重要事項等について審議する社外取締役会議を、それぞれ設置しています。

また、迅速かつ果敢な業務執行を実現するために、執行役員が業務執行を担う執行役員制度を採用しています。

## 相互会社運営

相互会社は保険業に固有の会社形態であり、相互扶助の考え方にもとづき、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となる社団法人です。

当社が相互会社の会社形態をとる具体的な理由は、次の二点です。

- ご契約者の利益を優先し最大化するという経営方針に、相互会社の剰余金分配の仕組（株式会社における株主配当を考慮する必要がなく、剰余金の大半を有配当保険のご契約者への配当とする）が一致するからです。
- 生命保険会社は、ご契約者に対して確実に保険金・給付金等をお支払いするために、長期にわたり財務の健全性を維持し、また、安定的な剰余をあげる責任があり、長期的に安定的な経営を行うには、相互会社形態が適していると考えます。

自己資本についての説明はこちら >

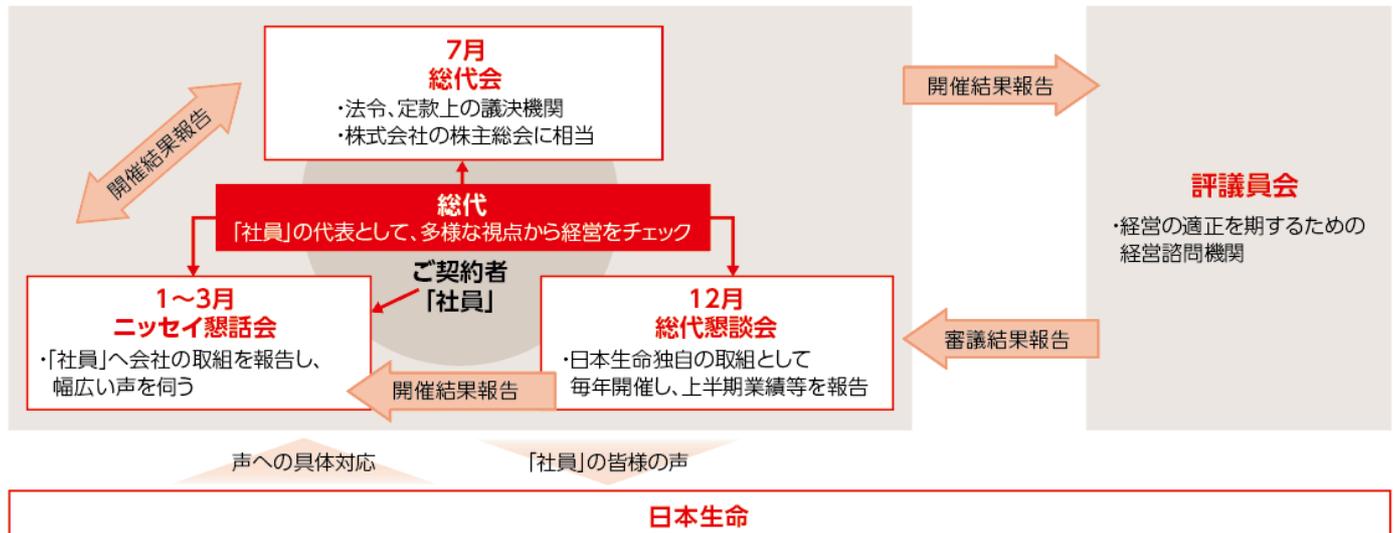
配当についての説明はこちら >

### ■ 「総代会」・「総代懇談会」・「ニッセイ懇話会」

当社は、相互会社として「社員（有配当保険のご契約者）」の皆様の利益の優先・最大化に資するため、総代会、総代懇談会およびニッセイ懇話会の運営その他の取組を通じ、“「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

それぞれの概要・参加者、主な議題、ご意見等は、以下のとおりです。

【相互会社制度を通じた「社員（有配当保険のご契約者）」の皆様の声に基づく経営】



「相互会社運営」はこちら >

## ■ 総代会

項目		内容
概要・参加者		株式会社における株主総会に代わるべき機関として設置され、「社員」の中から選出された総代（定員200名）により構成されます。経営に関する重要事項（定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等）の審議と決議を行うとともに、幅広いご意見・ご要望を伺います。
直近の開催状況	開催日	第77回定時総代会は2024年7月2日に開催
	主な議題	2023年度事業報告、評議員会に対する諮問事項およびニッセイ懇話会開催結果報告 等
	主なご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご契約者に配当を実感いただくための取組</li> <li>配当の充実と利益の拡大の両面からの取組</li> <li>営業職員による対面とデジタルのバランスの方向性</li> <li>米国コアブリッジの株式取得によって得られること</li> <li>ニチイグループとの双方向でのシナジー発揮 等</li> </ul>

「総代とその選出」はこちら [>](#)

定時総代会当日の議事進行の映像や議事録等はこちら [>](#)

## ■ 総代懇談会

項目		内容
概要・参加者		総代による経営チェック態勢をより充実させるため、総代が参加し、幅広いご意見・ご要望をお伺いする場として、1962年から当社独自の取組として毎年開催しています。
直近の開催状況	開催日	2023年12月5日に開催
	主な議題	2023年度上半期業績、経営課題への取組（サステナビリティ経営の高度化、営業現場におけるサステナビリティ取組）
	主なご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性活躍推進や専門人材の採用等、人的資本強化に向けた取組</li> <li>AIの導入がさらに進んだ場合の保険販売の在り方等、今後のAI活用の方向性</li> <li>防災・疾病予防・企業への取組等、地域社会における取組の方向性 等</li> </ul>

総代懇談会当日の議事進行の映像や議事録等はこちら [>](#)

## ■ ニッセイ懇話会

項目		内容
概要・参加者		全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービスなどに関するご意見・ご要望をお伺いする場として1975年から毎年開催しています。主なご意見・ご要望とその対応は総代会や評議員会に報告するとともに、総代や当社役員も多数出席し総代会および総代懇談会との相互の連動性を高める取組を続けています。
直近の開催状況	開催日	2023年度は2024年1～3月にかけて全国の支社等で開催
	主な議題	2023年度上半期業績、サステナビリティ取組の推進 等
	主なご意見・ご要望と当社の対応	<p><b>2023年度ニッセイ懇話会 主なご意見・ご要望と当社の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 営業職員の活動・育成</li> <li>• 若年層等向けの商品・サービス</li> <li>• 今後の介護・保育事業等の方向性 等</li> </ul> <p>なお、2022年度ニッセイ懇話会でいただいたご意見・ご要望5,957件のうち、高評価や単純質問等を除く対応が必要と思われる声983件中、504件 [51%] の対応が完了しており、377件 [38%] は中長期的に対応を検討してまいります。</p> <p>* [ ] 内は対応が必要と思われる声に占める割合です。</p>

ニッセイ懇話会開催結果、および主なご意見・ご要望と当社の対応はこちら [>](#)

## ■ 評議員会

項目		内容
概要・参加者		経営の適正を期するための経営諮問機関です。評議員は、「社員」または学識経験者の中から総代会で選任され、諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、「社員」からいただいた会社経営に関するご意見を審議します。
直近の開催状況	開催日	2023年5月23日、2023年11月21日、2024年3月8日に開催
	主な議題	決算・経営課題への取組（「中期経営計画（2021-2023）」の進捗状況、「中期経営計画（2024-2026）」の概要 等）
	主なご意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 海外事業の現状や今後の取組方針</li> <li>• サステナビリティ経営の取組内容や発信方法</li> <li>• 中期経営計画の考え方や具体取組 等</li> </ul>

## 取締役会等の状況

取締役会等の任務、構成、活動状況、主な議題等は、以下のとおりです。

### ■ 取締役会

項目	内容
任務	<p>取締役会は、法令および定款その他の当社の定める規程に基づき、主に以下の任務を遂行します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 経営の基本方針の決定</li> <li>2. 内部統制システムの基本方針の決定およびその構築・運用の監視</li> <li>3. 取締役および執行役員の職務の執行の監督</li> <li>4. コーポレートガバナンス体制の整備</li> <li>5. 代表取締役の選任および解職</li> </ol> <p>取締役は、取締役会の議案に対して十分に検討するとともに、必要に応じて説明の要請や意見表明を行うなど積極的に議論に参加し、もって取締役会の任務の遂行に参画します。また、社外取締役は、各々の経験および見識に基づき、客観的な立場から前掲の職責を担うとともに、執行に対して助言を行います。</p>
構成	<p>取締役会は、前掲の任務を果たすため議論に適した規模とし、取締役会全体としての経験、見識および視点等の多様性を確保します*1。また、取締役のうち3分の1以上を社外取締役とするとともに、執行役員を兼務する取締役を選任します。</p> <p>独立社外取締役*2 7名を含む16名の取締役で構成しています*3。</p> 
選任	<p>選定基準*5に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が候補者を決定し、総代会の決議により取締役（監査等委員である者を除く。本項において以下同じ）を選任します。</p> <p>また、代表取締役および役付取締役は、取締役の中から、経験、実績、見識および人格等を総合的に勘案し、指名・報酬諮問委員会における審議を経て取締役会が決定しています。</p>
2023年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 開催回数 15回</li> <li>• 全構成員の出席率 99.1%、社外取締役の出席率 97.5%</li> </ul>
2023年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中期経営計画（2024-2026）の策定</li> <li>• ライフサポート事業の中期構想および新規出資</li> <li>• 2023年度経営計画の取組状況の確認（グループ経営・サステナビリティ経営・お客様本位の業務運営を含む）等</li> </ul>

\*1 より具体的な構成の考え方は[こちら](#)

\*2 「社外取締役の独立性判断基準」は[こちら](#)

\*3 取締役の一覧は[こちら](#)

\*4 2024年7月2日時点

\*5 選定基準は以下のとおりです。

- ・ 常務に従事する取締役候補者については、保険業法第8条の2に定める取締役の適格性を満たしていること。
- ・ 社外取締役候補者については、企業経営者、学識経験者または法務その他の領域の専門家等として幅広い経験および見識を有していること、ならびに原則として別に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づく独立社外取締役であること。
- ・ 社外取締役候補者以外の取締役候補者については、当社の経営に資する豊富な経験および実績を有していること。

## 取締役会の実効性評価

当社は2015年度から、取締役会およびその諮問機関である委員会等の実効性に関する自己評価を毎年実施し、その結果をコーポレートガバナンス体制の高度化や取締役会等の運営の工夫等に生かしています。

### <実施概要>

・2023年度の評価には当社として初めて第三者機関を活用し、以下の手法により課題を抽出のうえ、改善策を検討・実行

①全取締役を対象に、第三者機関による無記名方式のアンケートを実施  
 -各項目で5段階評価や自由記述による意見収集を実施

②全取締役を対象に、第三者機関による個別インタビューを実施

詳細はこちら 

## 取締役会の構成

取締役会において監督と執行の協働体制を構築する観点から、客観的な視点と多様な社外の知見を有する独立社外取締役を3分の1以上選任するとともに、執行現場の実情を見据えた議論を行うため、会長および社長に加え、グループ経営の深化も踏まえ、経営企画、資源管理、内部監査等を担当する者を取締役として選任しています。加えて、取締役会全体としての多様性確保についても考慮しています。

また、変化を捉えた戦略議論および監督機能の発揮のために社外取締役およびその他取締役それぞれ求める経験および見識等を、「コーポレートガバナンス基本方針」第8条第1項および第21条第1項に定めている他、当社グループが長期的に目指す社会と企業像の実現に向け、中期経営計画（2024-2026）においてとりわけ重点的に取り組むべき課題を特定のうえ、全取締役がその職務の遂行にあたり持つべき視点として「サステナビリティ経営」を、取締役会全体として備えるべき経験および見識等として「IT・デジタル」「人材戦略」を定めています。2024年7月2日時点での取締役の経験、見識および視点等の組み合わせ（スキルマトリクス）は以下の表のとおりです。

コーポレートガバナンス基本方針はこちら 

### ■スキルマトリクス

		企業経営	学識経験	法務・ コンプライアンス・ リスク管理	財務・ 会計	グローバル・ 金融	共通項目		
							サステナビリティ 経営	IT・ デジタル	人材戦略
取締役	筒井 義信						✓		✓
	清水 博						✓	✓	✓
	三笠 裕司						✓	✓	
	藤本 宣人						✓		✓
	朝日 智司						✓		✓
	赤堀 直樹						✓	✓	
	佐藤 和夫						✓	✓	
	大澤 晶子						✓		
	牛島 信 <small>社外</small>			✓			✓		
	三浦 惺 <small>社外</small>	✓				✓	✓	✓	✓
富田 哲郎 <small>社外</small>	✓					✓		✓	
濱田 純一 <small>社外</small>		✓				✓		✓	
取締役 (監査等 委員)	松永 陽介						✓		
	但木 敬一 <small>社外</small>			✓			✓		✓
	佐藤 良二 <small>社外</small>			✓	✓	✓	✓		✓
	飯島 奈絵 <small>社外</small>			✓			✓		

## ■ 指名・報酬諮問委員会

項目	内容
任務	取締役会の諮問機関として、取締役および執行役員等の選解任に関する事項ならびに取締役（監査等委員である者を除く）および執行役員等の報酬等に関する事項等について審議し、その結果を取締役に答申します。また、監査等委員会がその監督に係る任務を適切に遂行するため、取締役（監査等委員である者を除く）の選解任・報酬等に関し、監査等委員会に必要な報告を行います。
構成	社外取締役（監査等委員である者を除く）ならびに会長および社長から構成し、その過半数および委員長を独立社外取締役とします。社外取締役4名ならびに会長および社長で構成しています*。 
2023年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数 5回</li> <li>全構成員の出席率 93.5%、社外取締役の出席率 90.5%</li> </ul>
2023年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の役員選任の方向性の審議（女性取締役比率目標ならびに取締役会として備えるべき経験、見識および視点等の検討を含む）、役員候補者層の確認</li> <li>役員報酬決定方針および報酬水準の定例検証および改正要否の検討 等</li> </ul>

\* 2024年7月2日時点

## ■ 社外取締役会議

項目	内容
任務	当社の中長期の経営方針その他経営に関する重要事項について審議します。
構成	全ての社外取締役ならびに会長および社長から構成し、必要に応じて、当社役員・職員その他社外有識者等が参加します。社外取締役7名ならびに会長および社長で構成しています*1。 
2023年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数 4回*2</li> <li>全構成員の出席率 97.4%、社外取締役の出席率 96.9%</li> </ul>
2023年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>長期的に目指す企業像および中期経営計画（2024-2026）策定の方向性</li> <li>海外事業戦略の方向性 等</li> </ul>

\*1 2024年7月2日時点

\*2 うち1回は社外取締役のみによるフリーディスカッションとして実施しています。

項目	内容
任務	監査等委員会は、能動的な調査権限の行使、内部統制システムの利用および取締役（監査等委員である者を除く）の選解任・報酬等に関する意見陳述権の行使等を通じ、取締役会から独立した機関として取締役の職務の執行の監査および監督を行います。
構成	監査等委員会は、実効的かつ効率的な監査等に必要な規模とし、全体として、当社の業務に関する知識・情報収集力ならびに監査に求められる客観性および専門性を確保します。また、監査等委員のうち過半数を社外取締役である監査等委員とします。 独立社外取締役である監査等委員3名を含む4名の監査等委員で構成しています*1。
選任	選定基準*3に基づき、指名・報酬諮問委員会における審議および監査等委員会の同意を得て、取締役会が候補者を決定し、総代会の決議により監査等委員を選任します。
2023年度の活動状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数 13回</li> <li>全構成員の出席率 100.0%、社外取締役の出席率 100.0%</li> </ul>
2023年度の主な議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査等方針・監査等計画の策定</li> <li>内部統制部門からの報告</li> <li>重点監査項目にかかる報告（取締役会等の実効性評価結果の件）等</li> </ul>



\*1 監査等委員の一覧は[こちら](#)

\*2 2024年7月2日時点

\*3 選定基準は以下のとおりです。

- ・保険業法第8条の2に定める監査等委員の適格性を満たしていること。
- ・社外監査等委員候補者については、企業経営者、学識経験者または法務、財務会計その他の領域の専門家等として幅広い経験および見識を有していること、ならびに原則として別に定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づく独立社外取締役であること。
- ・社外監査等委員候補者以外の監査等委員候補者については、当社の業務に関する豊富な経験および実績を有していること。

## 監査等委員会監査の状況

監査等委員会監査においては、執行現場の実情を直視した監査活動を行っていくとともに、内部監査部門とのさらなる連携強化等、内部統制システムも利用しながら、実効的かつ効率的な監査を行っています。

具体的には、2023年度においては、監査等委員会が策定した監査等方針・監査等計画において、下記の5項目を重点監査項目とし、これらに関連する案件を中心に執行部門から直接報告を受けるほか、内部監査部門および内部統制機能を所管する部門や各監査等委員からの報告等を受けて、監査を行いました。

### <2023年度の重点監査項目>

1. 経営環境の変化への適応
2. 生命保険会社としての社会的役割の実現
3. グループベースでの成長に向けた戦略実現・ガバナンス強化
4. コーポレートガバナンスのさらなる高度化
5. 次期中期経営計画策定に向けた取り組み

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人である有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、適切に職務遂行していることを確認しました。

上記に加えて、常勤監査等委員は、取締役会や経営会議その他の重要な会議への出席、執行部門へのヒアリング、グループ会社の監査役との連携等、日常的な監査活動を実施し、意見表明・提言を行っています。社外監査等委員は、取締役会等へ出席し、客観的・独立的な立場から意見表明・提言を行うこと等に加えて、必要に応じて支社等フロント組織への往査等も行います。

また、監査等委員会の職務を補助するための体制として、監査等特命役員（1名\*）を配置するとともに、監査等委員会室（13名\*）を設置しています。監査等特命役員は、監査等委員会の指示に基づいて監査等委員会への出席や日常的な調査等を行い、監査等委員会室は、幅広い部門の実務経験を有する者を配置しており、各々の専門性を生かして監査等委員会監査を補助しています。

\* 2024年3月末時点

## 2023年度 取締役会等への出席状況

		取締役会	指名・報酬諮問委員会	社外取締役会議*1	監査等委員会
取締役	筒井 義信	15回/15回	5回/5回	3回/3回	—
	清水 博	15回/15回	5回/5回	3回/3回	—
	三笠 裕司	15回/15回	—	—	—
	藤本 宣人	15回/15回	—	—	—
	朝日 智司	15回/15回	—	—	—
	赤堀 直樹	15回/15回	—	—	—
	佐藤 和夫	15回/15回	—	—	—
	大澤 晶子	15回/15回	—	—	—
	牛島 信 <small>社外</small>	15回/15回	5回/5回	4回/4回	—
	三浦 惺 <small>社外</small>	14回/15回	5回/5回	4回/4回	—
	富田 哲郎 <small>社外</small>	14回/15回	3回/5回	3回/4回	—
濱田 純一 <small>社外</small>	14回/15回	5回/5回	4回/4回	—	
取締役 (監査等 委員)	松永 陽介	15回/15回	—	—	13回/13回
	但木 敬一 <small>社外</small>	15回/15回	—	4回/4回	13回/13回
	佐藤 良二 <small>社外</small>	15回/15回	—	4回/4回	13回/13回
	飯島 奈絵*2 <small>社外</small>	—	—	—	—

\*1 2023年度は社外取締役会議を4回開催しており、そのうち1回は社外取締役のみでのフリーディスカッションを実施しています。

\*2 2024年7月2日に取締役（監査等委員）に就任しています。

## 内部統制システムの整備

当社は、業務の適正を確保し、企業価値の向上を図るため、取締役会で「内部統制システムの基本方針」を制定し、この方針にもとづき、内部統制システムの整備を行っています。

日本生命保険相互会社（以下「当社」という。）は、法令の定めに基づき、内部統制に関する基本的な事項を、以下のとおり定める。

## Ⅰ. 役職員の職務の執行の効率性を確保するための体制

### 【取締役会の任務の遂行】

- ① 当社は、取締役会の任務の遂行のため、取締役会を原則として月1回以上開催するとともに、必要に応じて臨時に開催する。
- ② 当社は、法令および定款の定めに基づき、重要な業務執行の決定を取締役に委任する。

### 【執行体制】

- ① 当社は、取締役会の定める方針に沿って業務執行を行うとともに、業務執行の状況について定期的な分析および評価を行う。
- ② 当社は、業務執行を担当する者として取締役会で選任された執行役員が特定の業務分野を担当し、担当執行役員が全事業領域を分担する担当執行役員制を採用する。
- ③ 当社は、経営に関する重要事項についての議論および取締役会から委任を受けた業務執行の決定のための協議等を行うことを任務とする経営会議ならびに経営会議を補佐し特定事項についての審議を任務とする各種委員会を設置する。
- ④ 当社は、業務執行を効率的かつ円滑に行うため、必要な組織および職制ならびに業務執行の権限と責任を定める社内規程を制定する。
- ⑤ 当社は、次に掲げる組織等について、他の組織等からの独立を図る等、健全な機能発揮を確保する体制を整備する。
  - (ア) 保険の引受け、保険契約の管理および保険金等の支払いを担当する組織
  - (イ) お客様申出およびお客様情報の統括管理を担当する組織
  - (ウ) 保険募集管理等を担当する組織
  - (エ) 融資審査を担当する組織
  - (オ) 資産の時価算定、資産査定および償却・引当を担当する組織
  - (カ) 外部委託管理を担当する組織
  - (キ) 利益相反管理を担当する組織
  - (ク) コンプライアンス統括を担当する組織
  - (ケ) リスク管理を担当する組織
  - (コ) 内部監査を担当する組織
  - (サ) 保険計理人

## II. コンプライアンス推進体制

### 【コンプライアンス推進体制の整備】

- ① 当社は、コンプライアンスに関する基本的な事項を定める基本方針、業務執行にあたって遵守すべき原則等を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、全社的なコンプライアンス統括を担当する組織を設置する。
- ③ 当社は、コンプライアンス課題に対する対応策および取組状況のモニタリングの審議を任務とする委員会を設置する。
- ④ 当社は、取締役会において、コンプライアンスの状況を定期的に確認する。

### 【反社会的勢力への対応体制の整備】

- ① 当社は、反社会的勢力との一切の関係遮断に取り組むため、反社会的勢力への対応を担当する組織を設置するとともに、反社会的勢力への対応策の審議を任務とする委員会を設置する等、必要な体制を整備する。

### 【内部通報体制の整備】

- ① 当社は、法令等遵守の観点から問題が生じた場合（懸念を含む。）に、法令および社内規程に基づく内部通報を行うことができる体制を整備する。

## III. リスク管理体制

### 【リスク管理体制の整備】

- ① 当社は、リスク管理に関する基本的な事項を定める基本方針、統合的なリスク管理に関する方針および各種リスク管理に関する方針その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、業務執行に係る各種リスクの個別かつ統合的な管理を担当する組織を設置する。
- ③ 当社は、統合的なリスク管理および各種リスク管理に関する方針、手法等ならびに総合的、専門的な見地からの現状分析、評価等の審議を任務とする委員会を設置する。
- ④ 当社は、取締役会において、リスク管理の状況を定期的に確認する。

### 【危機管理体制の整備】

- ① 当社は、危機管理に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、危機事象に係る対応を担当する組織を設置するとともに、危機管理のうち災害対策に係る態勢整備等の審議を任務とする委員会を設置する等、危機管理のために必要な体制を整備する。

## IV. 情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は、当社が保有するすべての情報資産を適切に取扱い保護するための基本的な事項を定める基本方針、情報資産の保存年限および保管方法を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、情報資産保護の統括管理を担当する組織および文書保存の統括管理を担当する組織を設置する。
- ③ 当社は、保有するすべての情報資産の保護制度および情報資産保護に係る諸課題への対応の審議を任務とする委員会を設置する。
- ④ 当社は、取締役が経営会議議事録および決裁書等の社内規程によって定める情報資産を閲覧できる体制を整備する。

## V. その他の業務の適正を確保するための体制

### 【財務報告の信頼性の確保のための体制】

- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本計画を策定し、財務報告に係る内部統制の構築を図るとともに、企業会計審議会意見書を基準に評価を実施する。
- ② 当社は、財務報告に係る内部統制体制の構築に向けた取組みの推進および指示を担当する組織を設置する。

### 【内部監査体制】

- ① 当社は、内部監査に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、監査対象組織から独立し、内部監査の実施等を担当する組織を設置するとともに、当該組織と監査等委員会および会計監査人との連携体制を整備する。
- ③ 当社は、内部監査の基本計画の策定に際し、その決定前に監査等委員会に報告を行うとともに、内部監査結果等を監査等委員会に定期的にかつ必要に応じて報告し、監査等委員会の意見等を求める。
- ④ 当社は、取締役会決議により内部監査の基本計画を策定するとともに、取締役会において、内部監査の状況を定期的に確認する。

## VI. グループ会社の業務の適正を確保するための体制

### 【グループ会社管理のための規程の制定】

- ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社に対して行う経営管理に関する基本的な事項を定める基本方針、具体的な経営管理方法等を定める規程その他の社内規程を制定する。
- ② 当社は、当社グループのコンプライアンスに関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ③ 当社は、グループ会社に対するリスク管理に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。
- ④ 当社は、グループ会社の内部監査態勢に関し当社が行う管理、指導等および当社のグループ会社に対する監査に関する基本的な事項を定める基本方針その他の社内規程を制定する。

### 【グループ会社の管理組織等の設置】

- ① 当社は、全グループ会社の経営管理を統括する組織を設置するとともに、グループ会社ごとにその全般的経営管理を担当する組織を設定する。また、コンプライアンス、リスク管理および内部監査等に関しグループ会社管理を統括する組織を設置するとともに、必要に応じてグループ会社における内部統制の状況等の審議を任務とする委員会を設置する等、グループ会社に対し横断的および個社別に経営管理を実施する体制を整備する。
- ② 当社は、取締役会において、当社グループ全体の経営状況等について定期的に確認する。

### 【グループ会社からの報告等の体制】

- ① 当社は、グループ会社に対し、経営状況等について定期的な報告を求めるとともに、コンプライアンスおよびリスク管理上重要な事項や異常事象等について速やかな報告を求める。
- ② 当社は、当社の役職員が必要に応じてグループ会社の取締役または監査役に就任すること等を通じて、当該グループ会社の取締役の職務の執行を監督および監査する。

## VII. 監査等委員会補助者に関する体制

### 【監査等委員会補助者の配置】

- ① 当社は、必要に応じて、取締役会決議により、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会の職務全般を補助する監査等特命役員を任命する。
- ② 当社は、監査等特命役員のほか、監査等委員会の職務の補助を担当する組織を設置するとともに、監査等委員会の指示を受けて監査等委員会の職務を補助すべき者（以下、監査等特命役員を含めて「監査等委員会補助者」という。）を任命する。

### 【監査等委員会補助者の独立性の確保】

- ① 当社は、役職員（監査等委員である取締役および監査等委員会補助者を除く。）からの監査等委員会補助者の独立性を確保するため、その人事および処遇について、監査等委員会または監査等委員会が規程により定める監査等委員の同意を得たうえで行う。

### 【監査等委員会の指示の実効性の確保】

- ① 当社は、監査等委員会の監査等委員会補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者には必要な知識および能力を備えた十分な人数を任命する。
- ② 当社は、監査等委員会補助者が、監査等委員会補助職務に関して監査等委員会の指示に従う体制を整備する。

## VIII. 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当社は、重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに監査等委員会に報告（監査等委員または監査等委員会補助者を通じた報告を含む。以下本章において同じ。）するとともに、業務執行の状況および監査等委員会から報告を求められた事項について適時適切に監査等委員会に報告する。
- ② 当社は、コンプライアンス、リスク管理および内部監査の状況（グループ会社に関する事項も含む。）等について、定期的にかつ必要に応じて監査等委員会に報告する。
- ③ グループ会社の役職員等またはこれらの者から報告を受けた当社の役職員は、グループ会社における重大な法令または定款違反その他業務または業績に影響を与える重要な事項について、速やかに当社の監査等委員会に報告するとともに、グループ会社の業務執行の状況および当社の監査等委員会から報告を求められた事項について、適時適切に監査等委員会に報告する。
- ④ 当社は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を理由として不利な取扱いを行わない。

## IX. その他の監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制

### 【監査等委員の職務の執行について生ずる費用等】

- ① 当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下本章において同じ。）について必要な費用（弁護士、公認会計士その他の社外専門家を活用するための費用および監査等委員会補助者の監査等委員会補助職務に関する費用を含む。）の請求をしたときは、当該請求に係る費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを支払う。

### 【その他の体制】

- ① 当社は、監査等委員会が選定した監査等委員が経営会議その他の重要な会議に出席し意見を述べることで、ならびに経営会議議事録および決裁書等の社内規程によって定める情報資産を閲覧することができる体制を整備する。
- ② 当社は、監査等委員会が選定した監査等委員に対し、法令および社内規程に基づく内部通報の内容を速やかに連絡するとともに、その運用状況を定期的に報告する。
- ③ 監査等特命役員は、監査等委員会の指示に基づき、上記①および②に記載の監査等委員と同様の情報収集等を行うことができる。

以上

[◀ ガバナンスへ戻る](#)

## 内部監査体制

他の執行部門から独立した内部監査組織として「監査部」を設置し、当社およびグループ会社の業務を対象として内部監査を行っています（監査部の人員は2024年4月時点で105名）。

取締役会にて決議した「内部監査基本方針」において、基本的な考え方・体制を定めており、この中で、内部監査の目的・使命・独立性・権限および責任等を明記しています。

当方針に基づき、内部統制、リスク管理態勢および経営管理態勢等の適切性・有効性を検証するための監査を行っています。監査結果については、経営会議、取締役会、監査等委員会や関連する委員会に報告します。

また、監査部・監査等委員・会計監査人が、監査の計画・実施状況・結果等について定期的に意見交換を行うほか、監査部・会計監査人が監査等委員会へ出席するなど、密接な連携を図ります。

2024年3月の取締役会にて、内部監査の基本計画(2024-2026)を決議しています。当計画においては、業務執行部門ならびにリスク管理・コンプライアンス部門との相互理解・信頼のもと、立入検査等で検知したリスク予兆等も踏まえ、組織横断的かつフォワードルッキングな視点で真因に迫る内部監査を行い、経営に対する付加価値(保証と助言)を提供していくことを目指しています。

### ■ グループ税務基本方針

当社は、税務に対する主体的な取組として「グループ税務基本方針」を制定しております。この方針にもとづき、当社およびグループ会社は、国内および事業を展開する各国・地域で適用される法令等を遵守し、税務ガバナンスの向上に資する取組を推進します。

「グループ税務基本方針」は以下のとおりです。  
※当方針は、当社およびグループ会社の全ての役職員に適用します。

#### グループ税務基本方針

##### 1. 税法の遵守

当社およびグループ会社は、税法等を遵守し、適正な申告および納税を行います。

##### 2. 適正な納税に向けた体制整備等

当社およびグループ会社は、企業活動により生じる納税義務を適正に果たすための体制を確保するとともに、役員・職員に対する教育の強化に努めます。

##### 3. 税務当局との関係構築

当社およびグループ会社は、税務当局に対し適時・適切に情報提供を行うとともに、事前照会等を通じて税務当局と建設的な対話を行い、適切な関係構築に努めます。

##### 4. 透明性の確保

当社およびグループ会社は、関係国・地域の税法等、会計基準、その他国際ルールに従って、税に関する情報を適切に報告・開示します。

##### 5. 税務リスクへの対応

当社およびグループ会社は、税務の観点からの十分な事前検討に加え、専門家の活用や税務当局への事前照会を行うこと等により、税務リスクの低減に努めます。

##### 6. 適正なグループ内取引等の実施

当社およびグループ会社は、当社グループ会社との取引や国境を越えた取引について、移転価格税制等に従った適正な取引を行います。

##### 7. 適正な税負担の実現

当社およびグループ会社は、各種制度を適切に利用することで適正な税負担の実現に努め、租税回避を目的とした取引を行いません。

##### 8. 税務コスト管理の高度化

当社およびグループ会社は、税法等にもとづき、二重課税の排除や減税制度の適切な活用等を通じ、税務コスト管理の高度化に努めます。

## 情報開示

当社の経営情報について、正しく、かつタイムリーにご理解いただけるよう、各種ディスクロージャーの充実に努めています。

[統合報告書](#) >

[決算・経営戦略説明会資料](#) >